

6月号

自転車罰則強化

運転中ながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は

30万円以下の罰金
酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下

の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30

※（令和7年6月1日から「懲役」は

「拘禁刑」へ変更

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。



詳しくは
青森県警察 マイナ免許 | 🔍
警察本部運転免許課
☎ 017-782-0081

